

習志野市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

	平成20年	6月	4日
改正	平成21年	8月	26日
改正	平成24年	3月	30日
改正	平成25年	3月	5日
改正	平成26年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	令和7年	3月	27日

(目的)

第1条 この要綱は、グループホームの運営促進を図り、障がい者の自立を促進するため、習志野市障がい者グループホーム運営費補助金の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(昭和40年規則第10号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項の共同生活援助を行うにあたり、障がい者が共同生活を営む住居をいう。
- (2) 障がい者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、本市が援護する障がい者が入居するグループホームの設置者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、グループホームの運営に要する人件費、運営費等の経費(ただし、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。)とする。

2 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と前項の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号のとおり条件を付するものとする。

- (1) 交付の申請にあたっては、交付規則第5条に掲げる書類に所要額調書を添付して提出しなければならない。

- (2) 実績の報告にあたっては、交付規則第16条に定める実績報告書に、所要額清算書、実績記録票及び収支決算書を添付して提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、当該事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付の特例)

第6条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表 補助基準額（入居者一人当たり単価）

グループホーム

世話人配置区分6：1かつ人員配置体制加算（以下「加算」という。）において12：1の加配あり

共同生活住居定員	障害支援区分	補助基準額 (月額) (ただし、入退所月は日割り計算とする。)
4人以下	区分1、非該当	108,000円
	区分2	122,000円
	区分3	127,000円
	区分4	151,000円
	区分5	188,000円
	区分6	227,000円
5人	区分1、非該当	93,000円
	区分2	107,000円
	区分3	126,000円
	区分4	146,000円
	区分5	177,000円
	区分6	216,000円
6人	区分1、非該当	83,000円
	区分2	97,000円
	区分3	119,000円
	区分4	139,000円
	区分5	170,000円
	区分6	210,000円

世話人配置区分6：1かつ加算において30：1の加配あり

共同生活住居定員	障害支援区分	補助基準額 (月額) (ただし、入退所月は日割り計算とする。)
4人以下	区分1、非該当	94,000円
	区分2	107,000円
	区分3	112,000円
	区分4	136,000円
	区分5	172,000円
	区分6	213,000円
5人	区分1、非該当	79,000円
	区分2	92,000円
	区分3	111,000円
	区分4	131,000円
	区分5	161,000円
	区分6	201,000円
6人	区分1、非該当	69,000円
	区分2	82,000円
	区分3	104,000円
	区分4	124,000円
	区分5	154,000円
	区分6	196,000円

世話人配置区分6：1

共同生活住居定員	障害支援区分	補助基準額 (月額) (ただし、入退所月は日割り計算とする。)
4人以下	区分1、非該当	85,000円
	区分2	97,000円
	区分3	102,000円
	区分4	126,000円
	区分5	162,000円
	区分6	203,000円
5人	区分1、非該当	70,000円
	区分2	82,000円
	区分3	101,000円
	区分4	121,000円

	区分5	151,000円
	区分6	191,000円
6人	区分1、非該当	60,000円
	区分2	72,000円
	区分3	94,000円
	区分4	114,000円
	区分5	144,000円
	区分6	186,000円

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を受けている場合は、当該金額を除いた額を補助基準額とする。

なお、補助基準額の適用に当たっては、月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月4日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年8月26日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成21年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則（平成25年3月5日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年度分の予算にかかる補助金から適用する。